第５編　給与

第１章　報酬・費用弁償

○大隅肝属広域事務組合報酬及び費用弁償に関する条例

平成21年４月１日

大隅肝属広域事務組合条例第19号

肝属地区一般廃棄物処理組合報酬及び費用弁償に関する条例（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合条例第13号）の全部を改正する。

改正

平成24年11月27日条例第２号
平成25年２月18日条例第３号
平成25年８月１日条例第７号
平成28年２月17日条例第５号
令和元年11月18日条例第１号
令和４年２月３日条例第２号抄
令和４年２月３日条例第３号

大隅肝属広域事務組合報酬及び費用弁償に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条第４項の規定に基づく議会の議員の議員報酬及び費用弁償並びに同法第 203 条の２第５項の規定に基づく監査委員及びその他非常勤の職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の２第１項第１号に掲げる職員を除く。以下「非常勤職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

（議員報酬等の額）

第２条　議会の議員の議員報酬の額は別表第１のとおりとし、非常勤職員の報酬の額は別表第２のとおりとする。

（議員報酬等の支給期日）

第３条　議員報酬等の支給期日は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(1)　議員報酬は、３月中に支給する。

(2)　非常勤職員の報酬は、その月において勤務した時間数又は日数に応じて翌月15日までに支給する。

２　議会の議員が、年の中途において退職し、又は新たに就職した場合における議員報酬の額は、月割によって計算する。この場合において、当該在職期間が１月に満たない場合又は１月未満の端数がある場合は、これを１月とする。

３　前２項に定めるもののほか、議員報酬等の支給方法については、組合職員の例による。

（費用弁償）

第４条　議会の議員及び非常勤職員が公務のため旅行したときは、費用弁償を支給する。

２　前項の費用弁償の額は、別表第１及び別表第２のとおりとする。

３　費用弁償の支給方法については、組合職員の例による。

（委任）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

この条例は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成24年11月27日条例第２号）

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成25年２月18日条例第３号）

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成25年８月１日条例第７号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成28年２月17日条例第５号）

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（令和元年11月18日条例第１号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年２月３日条例第２号抄）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年２月３日条例第３号）

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

別表第１（第２条、第４条関係）

区分		議員報酬の額	費用弁償の額
議会の議員	議長	年額　66,000円	管理者の旅費相当額
	副議長	年額　54,000円	副管理者の旅費相当額
	議員	年額　48,000円	同上

別表第２（第２条、第４条関係）

区分		報酬の額	費用弁償の額
監査委員	識見者	日額　15,000円	副管理者の旅費相当額
	議会選出者	日額　15,000円	同上

<table>
<tr><td rowspan="4">介護認定審査会委員及び市町村審査会委員</td><td colspan="2">会長</td><td>日額　16,500円</td><td>同上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">認定審査会</td><td>合議体の長及びその職務を代行する委員</td><td>日額　16,500円</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>合議体の委員</td><td>日額　15,000円</td><td>同上</td></tr>
<tr><td colspan="2">認定審査会以外の職務を遂行する委員</td><td>日額　6,000円</td><td>同上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">指定管理者候補者選定委員会委員</td><td colspan="2">税理士及び公認会計士</td><td>日額　7,000円</td><td>同上</td></tr>
<tr><td colspan="2">税理士及び公認会計士以外の委員</td><td>日額　4,900円</td><td>同上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">情報公開・個人情報保護審査会委員</td><td colspan="2">会長</td><td>日額　18,000円</td><td>同上</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の委員</td><td>日額　15,000円</td><td>同上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行政不服審査会委員</td><td colspan="2">会長</td><td>日額　18,000円</td><td>同上</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の委員</td><td>日額　15,000円</td><td>同上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施設管理運営検討委員会委員</td><td colspan="2">大学教授</td><td>日額　18,300円</td><td>同上</td></tr>
<tr><td colspan="2">大学教授を除く委員</td><td>日額　4,900円</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>その他の非常勤の職員</td><td colspan="2"></td><td>時間額 6,200円以内
日額　4,900円以内</td><td>同上</td></tr>
</table>